

(大阪情オ一號)

大阪地方経済情勢

(鈴木官補調)

一	序	二
二	公職進放令と関西財界	二
三	関西財界人の動き	四
四	関西経済復興会議	五
五	高工業協同組合	七
六	総合経済研究所の設立	八
七	石炭事情	九
八	生産資材関係	二
九	資産評価基準の実施	一四

(目次終り)

0003

二(一) 序

新春以来の大阪地方経済界の動向を凡そ人組職界
 の動力資材の各部門に亘り概観する。今田の公職進放
 令に依り関西財界の支けり影響は相為大きくその建
 直は亦以充令に行はれておる。関西経済復興会議及協
 同組合運動は夫々漸く充足を見て軌道に乗り始りたが統一的
 団体の域には未だ遠く段階にある。石炭の不足は深刻な動力
 飢饉となり資材の拂底と共には重大な問題となつて来た。近
 之更なる見ると資産評価基準は再経済界の整備と再建
 が期待されるがその結果財界には可成り憂観を生ずると思はれる。
 本項項目に付概説する。

四 公職進放令と関西財界 経済団体の中西経産者協会及び関西
 経済連合会は地域別団体として公職指しを多岐にわたるが構成員たる

RA'-0122

0007

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

企業代表者の更迭により役員の更動はない。大塚工
 會議所は既に一應の改造を終り、案外影郷音
 は少ない。高橋田中は今年回の措置により一流証券会社が
 指定を受けたことは業界に取って大打撃で有力者は
 三有退陣となり今後の証券界は誰が元と背の負ふか一般に
 大塚田中が両方せりぬる。船舶會は郵船・南船共首
 腦部が多数失格する外、中堅郵船部の多くが何れも我
 阿中海外に領地を活動してゐる為にも同様の運命を免れ
 ず陣容建直しの必要が大である。其の他何れも相當の
 影響を受ける。所積田中を始めとして関西財界
 は同族社会的特徴を多量に有してゐるため今回勅令の適
 用範圍が三組を迄拡大せられ結果殆ど根底より更
 新されることとなる。

0004

関西財界の動き
 政治と経済の関連が密接な今日財界の政治的進歩
 の気運は相當に見受けられ、その足がかりとなるべき有力
 な團體を見れば種田虎雄、三村起一氏等元老類を指導
 者とする関西経営者協會、吉野孝一氏を中心とする大
 阪工業界、之に對し財界の危機とも云ふ小一の急進派三
 岩井雄三氏等が進歩的新人の組織する経済同友會
 杉道助氏等と主流とする大阪商工會議所、菅野和太
 郎氏を中心とする関西経済連合會、小畑源之助氏を盟主
 とする大阪商工協會等目下各派各様の動きを示してゐる
 がその目標として経済復興の線に於て完全に同調して
 るのが、斯うした勢の分野に於て、人海等の各業界及
 び中小同工業関係の俤り得ない動きも踏み合はるゝ。

RA'-0122

0000

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0005

大段の経済界は相対複雑な色どりを見せし（指回す）
處は同一であるも各種陣営の派（は）は容易（や）ではない

四) 関西経済復興會議

経済復興運動の一としてこの関西経済復興會議は同友会支部
が産別、徳同盟及び日労の間に妥協案を見出すべく活動
を續けてゐたが、一方関西経営者協会及び徳同盟は前者
双方より選出の準備委員が會合して最後の打合せを行ひ
一切の方針を中央の経済復興會議の線に沿ふことの設立の
準備を進めることとなつた。同七日には関西経営者協会下
関西財界の特種殊性に鑑み資本家陣営の統一を圖る為京
阪神の経済諸團體及び主要會社の代表者等を招き其
の参加を要請した。その際産別と除外した復興會議は
無意味であるから産別及び日労等にも働き（よ）あるとして

6. 徳同盟を過した産別に対し復興會議の参加を要請
するに決した。併しその復興會議の活動の政治性
に關し徳同盟と産別とは見解一致せず且復興會議
が労働組合の基本的権利に及ぼす影響を危惧する産別
は公式参加を困難を表明した。予定通り同十七日大阪
商工會議所は「結成式を挙行し役員を選定契約
の決定が行われ、具体的活動の第一歩として在炭問題に關
する緊急動議を提出した。此所は産別を充足を見たが尚
働戦線統一は時期をまた如くは実現せられず、各派個
別的復興運動も併行して行はせむ。一層汎る民族運動に
を高めることにより経済の再建を成就せんとする。関西経済
復興會議もその理念と方法に關し未だ見解の完全な一致
に到達せしむるまで各派派は今後の情勢の進展に

RA'-0122

0009

0006

俟たね何なりぬ能心に在る

五) 商工業協同組合

産業の民主化、自治統制の確立を目指し、未だ粗部は巨
この透過してなる戦時型統制の一切を拂拭し併せて中心
商工業の育成を図るが協同組合の結成が行はれつゝある
が大段に於ける各種業種別組合の協同(の移行情状を
見ると不存機械器具統制組合が会員約三千五百を擁
し、移行したのを筆頭に、織機、農機、船舶用機械、鉄金
製、鑄造、工業、鑄金、金型、軽車、自轉車、等、多岐の
統制組合が協同に移行しつつあるが之等業者の協同に
對する理念は極めて貧困下、存続し作つて置かぬは、前程家
に止り此の儘の状態では、中小商工業の民主的發展も不長
ク維持はけり、又一方、協同組合の自身の性格も無視せざら

六) 原産地研究

所謂、會員を徵集するだけの協同統制組合(逆戻りす
ゆへに)あり、更に協同法に便乗して改組を機に商權の振
或いは強占を圖之とするもの等有り、大段に於ける協同の登
展には尚幾多の問題が残されてゐる

経済再建の計画的遂行を圖るため、大段に於ける経済
研究の設置計画を進めようとした。その構想は
従来知らず、官廳的色を拂拭し、あく迄民主主義的機關に
らしめるため、財團組織を、その構成メンバーも、学界、その
他あらゆる層の知識、経験を有する者も、網羅せんとするつもり
ある。その目的は従来、大段に於ける斯うして、原産地的な経済
研究が、行はれてゐる。その目的は、その産業の計画性、統制性
が、熟知してゐる産業として、比較的、低い商業のみならず

RA'-0122

0010

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

おのちを三國業、工業、自負力に一旦、採金性を持たせ
ぬ心とするに在る。

(七) 石炭事情

基礎資材たる石炭情は急速に悪化し近畿全般の石炭情況
に付いて見ると二月末着金何量は割当枠に対して五〇パーセント
に満たない。特に近畿地方は九州及び佐賀に仰りしりあるが
九州地方は地理的關係よりその必要量は或る程度は満足され
し四國及び中国地方は必要量が尨程不足しているに對比し独
り近畿地方は最も不利な情況に在る。加之週般発表せられ
た配給公社設置案により大府府従来の石炭保有割当量
は三應解消となり改めし近畿南工局を中心とする配炭
協議會の審議を経て割当量減少となつたがその割当枠は嚴
重なる審査の下に行ひ且つ配給量も徹底的に削減さ

0007

こしとなつたので存下工場、事業場の石炭需給情況は
極めて難局に直面してゐる。之が対策として工場資格審
査を断行して僅少の割当枠内に於て配分効率を高め
ると共に、石炭の増産に對して是れを促進するべく、
燃料化の技術的指導を開始し更に、石炭事情深刻化
に伴ふ石炭の増産を抑制せしむる存下工場資格検査
輸送トラックの取調を実施する等々の対策に存心して
ゐる。又近畿海運局は港頭滞化を石炭輸送の爲に若松以
西の諸港に應接廻船を行ふ準備をしてゐる。此の外南西
経路復興會議下は石炭入荷促進班を組織して現地に派遣
し近畿地方の配給の確保を得、更に海上輸送上の隘路の
打開に努めてゐる。石炭飢饉の懸懼は勿論製鉄に及び
近畿地方の平爐等一月高日遂に稼働不能となり、柱石

RA'-0122

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

銑管、川崎製鉄、神戸製鉄、及び尾崎製鉄の各社平爐
は一斉に休止の余儀無きに到つた。

生産資材関係

生産資材関係の深刻さは一般に傳へられる處であるが、
の真相は必ずしも明かでない。今回中央に於て採られた新
たの規制方式たる生産資材と重工業に振り向ける
ため、金資材を一應強制的に中央の枠（取上げ）と言ふ
聖慮の措置に基き、大段の指定生産資材在庫調査を行
ふことになつた。此の結果が判明すれば、資材保有状況は相当
明かに察すると思はれる。併し乍ら依然として増ストックが隠
匿される危険は残ると見らるゝ。尚此の調査を有効なら
しめ、ためえと平行して主要資材の横流し防止のため取締
と摘発を強化することとなる。大段一團に於ける資材手持量

0008

に付ては予期せらぬよりも多量ではないかと言ふ推測は行
はれてゐる。併し保有資材の品種相違も偏つてゐるため、その活用
の程は疑問である。資材関係から事業会社の状態と
見るに以下の如く類別せしめ得る。

- (1) 大企業会社に見られるもの。必要資材を固買出し、目下
の経理状況から（赤字であったり）も将来のインフレの續行
を見越して生産してゐる。
- (2) 手持資材を相当に持ち作り、資材高の製品を取ると言ふ現
状に鑑み、資材を製成品化するより寧ろ横流しによりその値上
り差益を利得せんとするもの。此の種のものは大段に相当多量
の資材の偏頗を整へるため、一時採集を休止し、資材の
固買出しを行つてゐるもの。
- (3) 賠償実施の不足、日本経済の将来の見通しの困難業

RA'-0122

0012

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

よりして悲觀的觀測の下に工場を切り賣りを行ひ、残る範圍で生産も續行して漸次解体過程に在るもの。従来は手持資材の比較的豊富であるが傳へられてゐた大阪には斯様な動きは見取なかつたのであるが最近此種の傾向が現はれて来た。その中小企業は何れも資材拂底と資金難及び動力不足等の困窮に悩みつゝあり、中には一時操業を休止して、廃品の回収、修理事業、或いは工場を以下全従業員が賠償施設撤去作業に雇はれる事を自論む等難局に切抜けに努めてゐる。全般的に見て生産活動の大半は家庭向製品に向けられ、一般に賃加工によつて資材難を切抜け操業を續けてゐるものが多い。苦難の中にも幾分根強く中小企業の特異性を示してゐる。尚大阪の特徴とも言ふ可く、雜貨工業に付ては漸く戦災の破局より立ち上り活氣を呈し始めてゐる。

0009

14
即ち新製品の價格審査申請に於ては雜貨が圧倒的首位を占めて居り化粧品硝子製品金屬二次製品が之に次いでゐる。

(ハ) 資産評價基準の実施
近々実施される見込の企業の整備・再建のための資産評價基準による大阪の企業の整備状況を推測するに一般に資産の評價替へによる整備の可能なるもの二割、減資を免れないもの六割、銀行債権の減却に俟たねばならぬもの二割に及ぶと見られてゐる。併し最後の二割の中には大企業が比較的多少りから減却される債権の金額は可成大なり、減資を免れないものについては大多数のもの、整備後の一本立は難く解散か合同か若くは新會社の設立を行はねばならぬ運命に在る。尚債権の打切りが銀行に及ぼす

RA'-0122

0013

15

終戦連絡大阪事務局
 昭和三十二年四月三十一日
 終戦連絡中央事務局
 吉田總裁殿
 小瀧

地方情勢報告の件
 終戦連絡第一号から首題の件、周知別添報告を
 送付するから、添付願ひ度、
 本信中の公表し得ぬ事項が多量に含み入れているから取
 扱いは特別の考慮を願ひ度、右念のため中添へる。

終戦連絡大阪事務局
 小瀧

0010-1

影響を見るに打切られた債権封鎖、才二封鎖預金の元
 本と国家補償による補助及び金融機関の資産評
 償の寛大により左程深刻な打撃は無い模様である

終り

0010

RA'-0122

0014

(大阪情第二號)

大阪地方第三國人活動狀況 (鈴木官補調)

目次

序	第一朝解人	一
(一) 文化面		二
(二) 企業活動		三
(三) 商業活動		廿九
(四) 金融		二
(五) 雜報		二

(頁)

0010-3

No. 423

昭和十五年四月二十日

大阪地方情勢 第二號

取扱注意

終戰連絡大阪事務局

0010-2

RA'-0122

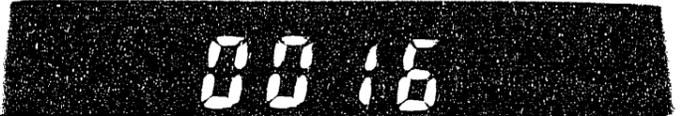
0015

序	一三
一 文化面	一三
二 企業活動	一四
三 商業活動	一六
四 金融	一九
第三總括	二〇
一 企業活動 業種別表	二一
二 商業活動 部門別表	二一
三 商業活動 品種別表	二二
附 第三國人現在者數	
第三國人不法行為發生狀況	二三
(目次終り)	

序

阪神地方は古より第三國人が多數居住、活動してゐるを以て、
 特には於て朝鮮人、神戶に於ける中国人は顯著であつた。終戦
 後の活動は断然旺盛となり、各方面に侵し、その或る特長分野に於
 ては既に中核的勢力を確立してゐる。第三國人活動の全貌を把握するに
 とは非常に困難であるため、本調査も唯判明する部分に就いてその
 断片なるを免れず、併し乍らその活動の一端を窺ふことによつて
 全体に対する理解に資する處ありと思はれる。且、確定的な資料
 が乏しきため推定部分も多し。之等の不完全を良く諒承せしめ
 小段。

〔註〕在日華僑、神在住者の資本及び企業投資狀況に付ては
 世界經濟調査會發表の「日華經濟關係の再建」(昭和二十二年三月)の附屬調
 査第三號「在日華僑と其の資本に就いて」の中に詳細な數字が記述されてゐる。



2子故又ハ小国ナリ部分ハ此所ニハ割愛シタ

昭和三年十月末現在大隈在住第三国人數

国籍別	今月末現在者數	送還者數	備考
朝鮮人	九五、一三〇	二四八	
台湾人	二、九三五	一八二	
中国人	一、三七一	ナシ	
計	九八、二九八	五三〇	

第一 朝鮮人

序

朝鮮人は資本的ニ強力な背景を持たないため貿易の期待小く且大部分が終戦後の収得利益に依るものであり、然も多くの会社が正式且合法的に設立せられてゐるものではないかと思はれるため、講和條約

0010-5

瑞穂後は何れもとの形で制約を受けざるを得ないかと思はれて居り、現在は此の限定的、精神的強さを資本に於て生産方面に於て進歩し居り、商業力、面は才二次的存在ものと見られてゐる。

(一) 文化面

(1) 教育

大隈存下

国民学校

六八校

中学校

一〇校

(生徒數二一、五八三)

(2) 新聞

新世界新聞

朝鮮新報

二社不発行部數合計十方程度

(二) 企業活動

(1) 金屬工業

企業數より見ると金屬工業が第一位である。地域的には布施市を中心として

朝鮮新報社



7

(三) 商業活動

豊成市 神路町	山口ビル	
泉大津市	及工工業	
吹田市	製材業	
吹田町 政高	及工工業	
泉南町 日根町	石綿加工	
旭三三江所	シラス 製材	
西成区 橋通	皮革工場	
	パルパ	
尼崎市	印刷工業	
布施市	伊之製靴	
神戸市 青谷	化粧品製造	
神戸市 三宮	化粧品	

全国的に取引

0010-8 /

8

化学工業 代用石鹼の製造と主として組合の加入員一〇余
 下資金金は二、三〇〇万程が大部分である
 繊維工業 織物業は主として京都に於て大規模に行
 ったが、組合員は二三八名、平織機械一〇三八台、力織
 機一四台、位行と言はれ、原料は大抵平織を、その他は
 それ以外の方法にも補ひ、敗路とては地方農村に出して
 みる
 その他セルロイド加工の雑貨部門、代用醬油製造、食料
 品加工業、或いはセルロイド製造（大抵ものは一千万以上の資
 金を有する）等がある
 判明してゐる有力な業者
 氏名 住所 職業 推定資産 備考

陽市 遠里小路	鉛製造			
---------	-----	--	--	--

RA'-0122

0020

以商業活動に従事する朝鮮人は数的には多し、勢力は中國人に劣る。小賣商人の間では力が多く組織的なるもの見られず。路天商人を除き、商人は凡て日人か青商に卸す。為課税は非常に困難であるが、留市場とすは、下金間市場に分散して入り込んてゐる。

氏名	住所	職業	推定資産	備考
	泉比路河村	上建		
	堺市耳原	時計		
	西成区松田町	飲食業		
	南区南地			
	三島区三宅	上建		
	南区内野大学	銃或百カ		

北之宮根三	三和商船		
神戸市難波	智気業		不ニ智気ニ在
神戸市西	旅館ニ在		
神戸市西	旅館ニ在		
東區ロート	靴洋品		朝鮮人駐留温順 初長 住温順 情報

(三) 密貿易

昨年五月、十月兩度に米と壹收博多に揚陸。六七月に約四十件(甲朝鮮人も含まれる)で総量五十万石を揚陸する。尻釜川附近の機帆船は殆ど鮮人所有の物である。

(四) 金融

金融機関の取引は未だ左程顕著ではない。帝國野村三和の預金は約二億五千万円見込(廿一年一月末)と云はれ、内約六割は自由預金と云はれてゐる。三和今里支店に朝鮮人が及ぶが二千万円を預金して、三和

二冬我區各に又庫務司

0010-9

RA'-0122

0021

三菱が福任公司(纖維業)(理事長 洋不某)一

外に洋個人に

(同公司の資力は

柳川の朝鮮銀行を丁万円の朝鮮銀を社と一〇〇万円で買収し、これに大改商事に志すを打たれに

朝鮮人の投資対象と見られるものは、東洋紡 郡是製糸 日正紡 鐘紡 松竹大映(約三万株位)等

とある

(五) 雑報
東成巴玉野に一千円以上儲けた朝鮮人七名、内檢山(果(ゴム、ナイヤ、ナイザ)は一億円と言はれる
今星の一流料亭の統計によれば
十二月甲 袁遊客 朝鮮人七 邦人三

一月中 袁遊客 朝鮮人三 邦人七

第二 中國人

序
資本的には國資をの支援と期待し我勝國民として條約締結に於ける格の貿易活動と望んで居る級等相互の商業道德は極めて徹底し民族的トラストを形成し非資本主義と採らる

(一) 文化面
総合的組織として華僑協会があり、会長は李氏で性格として極めて民主的の機関であり、経済企業方面に於ても華僑の代表的の審議機関として活躍してある
外に國際總商會 明星會 神農會等がある

0010-109

RA'-0122

0022

國民委員は約四百名位居る
文化的団体として南星会、國際協会（大改）内
会長陳ニトナシ等がある

新聞

國際新聞：實情四十程が社長は唐啓楷のみ
その國府中國代表團承認の唯一のものである。その他大
改には中華新民報、國際平和新聞、中華パルク
等の機関紙を存する
此の外文化事業として洋剣なる男が有馬地獄谷
の觀志カラニエテある

企業活動

中國人の此の分野に於ける活動は一般に低調であるが、
その中で神戸に於ける製菓業は特筆するものがある。こ

以外には製粉、醸造等の名人である

製菓

明星 曉星 大明等がある
太信実業公司（資を一億）社長黄正居 大改支店長員
成象）所謂太信バナナキャラメルの名で有名であり、斯
界の最善業者である。又森永の秘密協定と結び買
収計画も考慮中と臆測されてある
神戸に於ける製菓の八八割は中國人の又はその名
義を借りる日人により行はれてある
判明してある有力な業者

氏名	台	住所	職業	主要資産	備考
	豊田	泉大津市	製菓		太信実業公司大改支店長 同社長黄正居の甥 大々的買収と行い

大改支店長

0010-II

RA'-0122

0023

卸賣	四四五	二一	五		四七一
生産	一一四四	六一	三六		一二四一
小賣	二〇五二	一七八	八〇	八六	二四〇六
ブローカー	六三三	一九四	一五		八四二
於門別	朝鮮人	臺灣省民	外國人	その他	計
(一) 商業活動部門別表(大改訂下)	朝鮮人	臺灣省民	外國人	その他	計
計	五三四六	一〇	六	五三六三	
其他雑工業	四三二	三	二	四三二	二
食料	五一	一		五二	
雑貨	六四			六四	
織維	三六			三六	
機械	九八	三		一〇一	
化学工業	一六八		一	一六九	

各課各反事務司

0010-14

計	二二〇	四一八	二	二二〇
金屬工業	四一五	二	一	四一八
計	二一七	一	二	二二〇
業種別	朝鮮人	臺灣省民	外國人	計
(一) 企業活動業種別表(大改訂下)	朝鮮人	臺灣省民	外國人	計

は三和に約下り用資金して、華僑銀行の設立も考慮せらるゝ。紡績新聞等への投資の動きも見える。神戸華僑は土地投資に集中し、特に三官に於て著しく資金を産を権利化せんとする。日米人の新田融資も見られ、ヶ月に割高の利率或は利益折半等の條件が行はれてゐる。現状下ある。

第三 総記

本表



附第三國人不法行為禁止状況 参考に昭和五年十二月中の第三國人不法行為の表 付する何れも検査等若しくは送局等小なる件がある。 二冬見置各二見事等司	計	その他	皮革	製塩	機織	食品	織物	藥品	野茶
	一〇七六	一二二	二	一一	一一	六〇	二八		三
	二六九	一五	一〇			二六	一三	一	二
	一九一	一三				四八			
	九六	二							
	一六三三	一五二	一	一	一	九〇	四九	一	五
			二	二	二				

0010-15

計 (三) 商業活動品種別表(大政行下) 朝鮮人 臺灣省民 中國人 その他 計	石炭	食油	牛肉	麻油	乾物	果實	雑貨	古物	飲食店
	三三			一八	二〇	八六	一四	一〇七	五九
	五	二	一	六	二	五	四	八	二一
	四			五			七	六	三
									七
									八七
	四二	二	一	三	一	五	九七	三五	一一一
								九五四	
									計
									四九六〇



類別	朝鮮人		台湾人		中国人	
	件数	参考人員	件数	参考人員	件数	参考人員
集團強盜(未遂)	四	一五				
集團強盜(既遂)	一	三				
個人強盜(未遂)	二九	三一				
個人強盜(既遂)	四	四				
暴行殺傷罪	三	三				
公務執行妨害	三	三				
詐欺	三	三				四
武器不所持	三	三				
贓物政賣	二	二				
行伍統制令違反	二	十四			一	
行伍統制令違反	二	二				
合糧管理令違反	三七	四〇				
煙草專賣法違反	二	二				

25.

自動車取締令違反	計
一	一〇
一	一一
一	一二
一	一三
一	一四
一	一五
一	一六

(註) 中国人に對して検査送局は現行犯に就ては勿論日の官廳に於て検査するものでもあり、それ以外に手続については凡て送合手続に送付せらるものなり

(終り)

0010-16₁₅

RA'-0122

0028

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

昭和二十三年二月二十四日

及連第一一号

終戦連絡大阪事務局

局長 曾 彌 益 殿

連絡調整中央事務局

局長 曾 彌 益 殿

大坂連絡調整事務局

局長 福島 博 殿

昭和二十三年一月分労務月報送付の件

標記昭和二十三年一月分大坂府労務月報別添の通り送付すべし

御查收願ふ。

128

23.3

0011

RA'-0122

0029

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

職策一六三號

昭和二十二年二月十七日

連絡調整中央事務局局長殿

連合國軍関係労務月報に関する件

別紙

労務月報

一 労務概況

求職者は前月より増大したが軍の要求する職能水準が従来より高いのと給与条件が一般賃金と比較して悪い関係から現実には定着就労した者が少く現状であつた要求に対する充足率はやゝ向上の傾向である。これら労務者の募集に際してはラゲラ放送新聞広告、ビラ等より極力完全充足を目標に努力してゐる現況である。

大阪府

二 労務獲得

A 供出に困難なる職種及措置
互斯熔接工、ラカ吹付工等の応募者は少なく其の上賃金低廉のため目下供出に困難なる実情がある。尚餘院員の応募者は多数であるが退職する者が甚だ多。これら対策としては新聞、ラゲラ、ポスター等により求職者の開拓に鋭意努力してゐる。ラゲラ、ビラの採用条件が高いため適格者が稀少である。これに充足については豫備登録者の呼出し、新聞広告等により極力充足に努力してゐる次第である。

0012

B. 應募者過多なる職種及之に於りたる措置
事務員、P. 運轉手等は將來就職可能者として適
当と認むるものは豫備登録をなし優先的に紹介に努
力してゐるが急を要するものについては出来得る限り他の職
種に振り向ける又は本人の希望等を聞いて一般会社工
場（就労するやうに指導してゐる）

C. 退職者とその再就職対策
退職理由の正当であるものについては出来る限り同種
職場に配置するやう特に留意してゐる。

三. 賃金

A. 一般賃金の高騰は依然として續行してゐるが運合軍
労務の賃金は依然として他の会社工場等の賃金に比
較して低額であり官庁職員のそれよりやゝ高額で
ある
大 阪 府
ある程度であるためこれが賃金の増額についてはなほ
一層の考慮する要があるものとする

B. その調整のための措置
物資の特別配給に依りその調整に努力して居る

四. 持配関係

A. 対象とその品名及び数量

米穀一種 二〇〇丸 二種 一〇〇丸 三種 二〇丸 四種 七〇丸
清酒一人一合宛

五. 進駐軍労務者に対する厚生施設及び事業

曩に進駐軍労務者物品原資所を各連合軍関係
公共労働（職業）を定所に特設したが之が振元を計
つて物品の原資を強かに実行すべく計畫してゐる

六. 進駐軍関係労働組合及びその動向

0013

RA'-0122

0031

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

労働月況 11月 大阪府

A 求 求 労働者数	1,505,338	1. 建物維持管理=必要者 2. 上記以外者	26,609 11,3829
B 供 求 労働者数	1,500,106	1. 建物維持管理=必要者 2. 上記以外者	26,609 1,3497
C 月 末 稼働者数	6422	1. 建物維持管理=必要者 2. 上記以外者	1,029
D 未 払 賃金	2,182,808.04	1. 建物維持管理=必要者 2. 上記以外者	4,350,662.59 1,683,750.46
E 特 別 資金額	1,416,361.50	1. 建物維持管理=必要者 2. 上記以外者	1,811,886 1,347,242.14

0016

0033

RA'-0122

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

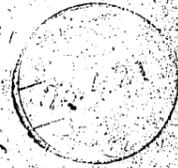
既連合 第二五號

昭和二十三年四月十六日

連絡調整中央事務局長官

曾 神 益 殿

大阪連絡調整事務局
局長代理 安藤 吉也



0017

執務報告書送付の件

(各三頁)

當事務局昭和二十三年二月分並に三月分執務報告書

一括何号御送考迄に送付するから御查收願ひ度い

尚内容には機微な事項も含んでゐるから取扱に御注意を

相成度又當事務局は事務多忙にも拘らず人手も少く

のり報告書の内容及印刷費等一切杜撰な点があると思

は小るから御諒承願ひ度い

地方課長

本信宛先

各事務局及出張所

RA'-0122

0034

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

昭和三十三年三月

大阪事務局月報 第一号

大阪連絡調整事務局

0018

RA'-0122

0035

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0019

大改連絡調整事務局事務報告第一號

當事務局に於ては従来大體一般渉外、設管、南條及賠償実保の三種の事務が各々三分の一位に配して居り、その中一般渉外実保事務は人手不足もあり極めて繁忙であつた。過般特別調達廳支司の設置以來設管実保事務は之に移管され、小ながら従来より特殊事情により進駐軍家族住宅の維持管理業務は引續き當局で行つて居り、又府廳が行つて居る一般メンテナンス業務に実附する進駐軍との連絡も事實上行つて居る。現在、總務、渉外、賠償、管理及調査の五部を設け、總務に於ては一般總務、支那會計等と司り、渉外に於ては一般渉外、賠償に於ては賠償実保、一般管理部に於ては進駐軍家族住宅の維持管理業務を調査部に於ては經濟実保調査、諸団体との接觸並に中玉關係との連絡

連絡に當つて居る。尚従来より接収事務を担当するの三名は六月下旬以來臨時に特別調達廳支司の事務に援助して居るが特別支司の人員の充實に伴ひ當事務局に近く設置するべき連絡調整を本員會實保事務を担当せしむる予定である。右の如く渉外一般実保事務は従来より非常な騒動となつたが今後更に人員の充實し相當施設に活動せしめられ、又諸文化、經濟団体との連絡工作にも一層の努力を致し處へ所存である。議決、三月分令と取纏の並行業務あり、報告報告を作成し、三月分令と賠償業務其他は目下賠償積取船の入港等に取付極力報告作成の進行に努むる。本取敢渉外実保分の業務、取纏の他中連下業務の進捗報告することとする。尚三月分報告は最初の報告であつて渉外部の事務内容並に構成人員等について説明を加へらる。

總務部関係事務

- 一 當部の所管事項は次の通りである
- (一) 文書 公文書の發送收受及記録保管
- (二) 電信 電信の發送(受信は特に無電機に依り本有より) 直接受信す。及記録保管
- (三) 會計 當事務所の會計事務 終戦処理費、支公、監督
- (四) 人事 現地採用職員の採用監督、其他
- (五) 庶務 招寄計畫及運用、向長官邸の管理 各種便宜供出、其他部に属せしむる事務
- (六) 自動車 維持配車、燃料、入手、保管
- (七) 進駐軍関係事務に關する証明事務

二 構成人員及担任事務

部長	連裕調整度	井上	廣	總務部所管事務全般
副部長	吉川一雄	倉計事務	部長補佐	終戦処理費の支公監督、便宜供出、招寄計畫の運用、入手事務、向長官邸の管理、配車事務
主任	田中純彦	電信事務	文書事務	證明事務
主任	宋本豊宣	文書事務	燃料関係	
主任	三木暢子	會計事務	庶務	文書事務補助、招寄關係補助
主任	加藤三子	庶務		
主任	吉田知二	自動車運轉手		
主任	能野久男			
主任	木村善吉			
主任	萩尾玉吉			

0021

三、人事関係
当事務局の現地採用職員は給費に比し僅く且大段
存貯共々他大段駐在。他官方には消費組合共々の
厚生設備があるため退職希望者多く慰留するの
大童であるが採用の際には此の點を御考慮の上給
費と出来得る限り尚く御決定願ひ度。

四、經費関係
二月一日より弁足した連絡調整事務局の經費は年度末に
至るも配賦額の御通知すらなく計畫も尙たず又給料
共々他を立替へる運轉資金もなかり凡ゆる方面に
支障を来たした。当局としても存貯や金融機関に
迷惑を懸けることは好くない。事情で何とか本省に於て

宜敷しく御考慮願ひたりものである。

RA'-0122

0038

二月分渉外部事務報告

一 所管事務の概

人事會計庶務及賠償並に住宅管理文庫以外の事務は豫人担当
部で取扱ひてゐるが其の内の事務は主として次の様子を以て
ある

- (一) 進駐軍関係事務の連絡取次事務
- (二) 民間並に各官庁側より進駐軍に對する各種の要求陳情連絡処理
- (三) 軍事警察裁判所及公署警察事務の保護連絡
- (四) 一般外國之籍人より陳情其他連絡事務
- (五) 米阪外人接待幹施支隊
- (六) 掠奪物品の戻り事務
- (七) 朝鮮人陣亡人及大島送還者支隊連絡事務

二 文化団体及學生支隊指導及援助

- (一) 調整連絡事務に關する新聞公表事務
- (二) 各種報告書の作成(定期的な報告書は調査部)
- (三) 事務當局関係各種支隊支隊信の保管及整理
- (四) 精誠人員及各担当事務

渉外部長

岡崎連絡調整官

渉外部事務全般 總括

進駐軍管務事務 新聞公表

文化管務事務

英文公信 起案

渉外部長 補佐

法務事務 學生団体援助

對進駐軍調査報告

滝本連絡調整官

0022

0023

渉外部長補佐
学務事務

局長付
英文公信管理

対進駐軍各隊連絡事務

渉外部長補佐

対進駐軍各隊連絡事務

渉外事務

渉外連絡調査官

渉外連絡調査官

渉外事務

対進駐軍調査報告

府下各隊連絡

印
原記

局長付補佐

対進駐軍連絡

渉外事務

事務概要

各年七月福島参事官局長就任以降、従来より軍政即
首魁即より絶えず呼出を交へ、相互官の親睦を固
事務運営の円滑を期し、毎毎水曜日午前九時府市官
長及係官と連絡会議を行ふこととし、毎週之を行
ふこととし、相対相互官の意見疎通を図ることを
調整事務が最近非常に円滑に行はれる。
府側は従来よりその精誠面が多岐であるのと、概構が甚だ複
雑な内印的の連絡態を持し、係長級の所謂層官事務
系の下係長級以上は全然事務が融通し、多量に進駐軍
係方面より連絡呼出があり、際全然説明が出来ない事
である。此中軍政即との定例会議及事務局より再三回

0024

知事は依頼し最近南へ府の印的連絡を内閣が行く様
 になり、然しこの印の部長は、実務に積極的行動は
 相場の時目も要すると思ふ事。
 軍政印側は最近では大政府の件と連絡運送する向あり
 その問題に於ては日軍政印より連絡照会あり、巨際金
 開如く多々なる事あり、知事及副知事知事以申入
 りた結果、進駐軍の連絡事務は、最前部不到り、前
 には南後部知事府側係官より口頭又は文書にて連絡あり
 ことになり、
 当方で処分し、事件の主要ものを別紙より、上の通である
 ことになり、建設に於ける件
 一月末新聞紙に民間人と大阪市のビルディングの建設する旨

が公表され、この件は一月日之書に於て、スエデン
 へ使用する資材が、小を任意建設に使用する方が
 良いとの注意がある、この件は右の指しを以て、
 (一) SCA P 係官派遣に關する件 (二月三日改定、参考照
 二月五日 SCA P の E. S. のアプレント、女史生鮮、食料品統
 制、強化使連運動のため、經濟等、知事の係官等、同、然
 来、政、小、が、知、事、又、は、大、阪、經、済、手、続、有、限、公、司、の、知、事、等、前、連、絡、
 なく、大、阪、會、社、を、利、用、し、た、こ、の、小、は、ア、プ、レ、ン、ト、の、知、事、等、日、は、祭、日、で、
 あり、在、會、場、を、鮮、金、満、座、会、同、に、手、約、し、た、あ、る、ア、
 會、場、の、利、用、に、困、難、を、生、じ、た、為、め、遂、に、軍、政、印、の、知、事、
 指、令、を、受、け、之、を、利、用、し、た、鮮、金、満、座、會、同、の、係、官、等、
 賠償、金、も、あり、し、若、し、は、在、會、場、の、知、事、等、の、係、官、等、に、對、し、て、事、

RA'-0122

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0041

すまじ得長

度ハ會場費二千七百円及通訳其他の可なり食費も大阪
守定前が支出し多く府側が支出し一に於て將來はかかる會
合は事前の爲めに送結願一に尚大阪に於ては唯一の會
合場は中央公會堂であり大体一月前より會場一
般の催物肉俵看が了約してゐる。この裏も總司令側は送
結願一に在り

(三) 府學務課長罷免問題

府學務課長が軍政即達後より指令を以て事務を内閣に
運送し多くこと多く困る者方ありも注意しとあるが
か遂に軍政即達より一月日右課長の罷免を要求せられたり
副知事と数次に亘り協議の上右方より軍政即達を種々

交渉の結果之と他大轉職せしめられたり。従来も軍政即
より府側採算の罷免を要求せられたり。数あり今固
は轉職を以て肯せりとの事であり。此が右方より持衝の導
右稱のことで漸く共着し。又右長が教育即達を空席に
軍政即達より教育即達は重大問題なり。若年五月
末日迄は任命する。採算式による指令がある。以て二月に於
つてやと教育即達を着任した。従来より軍政即達の教育即
は活潑に活動し。右方府側が積極的の平と打たれ。軍政
軍政即達より非第の痛を買つてゐる。は遺憾である。
幸に最近は漸く内閣に付まつた。

(四) 進駐軍要員給料の事

進駐軍要員給料は従来大阪府職業安定課が行つて
二月二十日より。總務科。陸外課。火移管。二ホカ

0025

RA'-0122

0042

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

近畿地区の進駐軍要員の給料は、京都地区は大阪
其他と比し、著しく高く進駐軍地区（大阪兵庫）方面より
皆兵庫大蔵を水引で行くのが要員の降職する者も多
く、廿五師団警務科長等、之の防止対策を要取すべし
と云ふ。三月三十一日大阪府で京輝協賛、兵庫、奈良、和歌山
大阪府及警務科長等出席の上、協議、長が京都の降
は初任給が各職種別共最高給が支給され、給人と各月
毎に九月百円進駐軍給としてある事を判明し、この要
大阪及兵庫は兵庫個人の数が多い（大阪九七〇、兵庫七〇〇）
給金額が莫大なるに及ぶに及ぶ、京都は三百名以下で給四、
金額が省す、この二、三、人を不均等を考へたのでは
ないかと思はれるが、此等、金の散り、統一が望ましい。

最近せめて進駐地区の予給料の統一を図るべく新用
努が中である。

(四) 進駐軍警務科長の特配の件

進駐軍警務科長を確保する為各種の処置の配給を行つて
いるが、二月中特別配給したものは洋服地三米（一人宛）六〇〇人、
石炭二〇〇〇個作業服二〇〇〇套であり、目下新年度の配給計画
中である。

警務科長の特配は配給物資の入手が甚だ困難であるので
せめて中央より、今一層大々的物資配給の望ましい。

(六) 警務科長診療所設置の件

警務科長診療所設置の件、警務科長診療所は、主として、浪が、三月
三月五日、総務部、渉外課、長、杉、長、に、報告、され、た。

0026

0043

RA'-0122

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0027

大隈に於ける労務者は七〇名あり各診療所、診療場
は多忙を極め、現人已進、軍労務士官履行の公報証明書
持て来るものが、その費用も相当、苦人である。

公報証明書の発行を指示し、中央より、進駐軍側の指示
を指令の件を受け、支拂いあり。この点、閣下は昨年一
と三月及、本年一月の公報で詳細中央に照会し、あるが、

に回答を受取り、い、を、成る、困成、

(七) 外交総務会に関する件

近畿地区(京阪神)で在日外交総務会と催し、二月十八
(大阪商工会議所)二十(京都)廿一日(大阪毎日朝日)二十日
(神戸)の日割で、東洋報情報部長の講演会を開催し、

(八) 道路資材に関する件

四

当地に進駐する部隊(不除)交通道路の問題が
軍部が連絡會議で、屢々持ち出し、軍政部長の幹下
進駐軍用セメント其他の入手が、可能なるが、市及府に道路
に使用する、身が、い、を、合、に、道、路、の、メ、ン、テ、ン、ス、が、出、来、

(九) 講演会に関する件

中央より講師招聘が不可能な場合が多いので、當局員で出
得る範囲で各方面に出張し、二月中には、安藤次長が岸
田、青年團發会式で講演、長崎連絡室は二月十七日進
駐軍関係者の訓練所で、渉外部事務内各外人の折
衝が、法、を、又、二月十日、南、高、等、女、学、校、で、ア、メ、リ、カ、学、校、
事情の講演を大々行、

RA'-0122

0044

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0028

(1) 陳情書関係

二月中の当分の陳情書は三件で、その中二件は日米軍関係の物件、下は下南、その他一件は自動車轉用に関するものであった。

(2) 軍政印の定期的な表文報告を行つてゐる

- 公職進級通報 毎週土曜
- 火災通報
- 月報
- 必要物資高給月報 毎月二十八日
- 漁貝生産配給月報 二十九日
- 必要物資配給価格統制月報 三日

16

- 食糧配給価格統制月報 五日
- 靴配給月報 五日
- 住宅建設月報 五日
- 外國人に対する食糧配給月報 六日
- 警察業務月報 七日
- 石炭配給月報 十五日
- 労務月報 十日

(3) 情報関係

情報局調査は当地商社、新聞社及學校方面で希望者からこの下に取上げてゐる
貿易業者の意見は当地經取に於て各週中央に送

0029

其地各種の業界の動きを新聞報道の程度に中矢に報告して
いる。
貿易業者が、纏取長所と概略して見ると当地の各業者
も多大の困難を感じているがその理由の重要なるものは次の様である。

- 1. バイヤー側の一方的な値税の申出でのため折衝の余地がないこと。
- 2. 為替相場が動向が激しく不向きで、業者として貿易利益の値税のつけるのが困難なこと。
- 3. インフレによって生産業者が苦んでいること。
- 4. 原料の手持が短く、インポートにコストがかかること。
- 5. 貿易手続の輸出に必要とする支払が遅く運送資金が行詰ること。

18
バイヤーの希望する品の目録がなっていないこと。
ク東部でクマ輸出手続きが未了なので業者が殆んど未成し
なさいと尋ねてある。

RA'-0122

0046

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

昭和五年四月

大阪事務局月報 第廿号

大阪連絡調整事務局

地方課

三月分執務報告見出

一 政務関係

1 機構問題 是次大阪府海外機構問題 3 墨政部指令
4 地方自治法改正問題 5 内務省解任問題
6 出入王老問題 7 小倉附添付官の執行問題
8 昭和三十二年歳入歳出の件 9 昭和三十二年歳入歳出の件

二 教育関係

三 文化格差関係

四 時情関係

五 進駐軍関係その他

六 其他一般事務

賠償、新州常備軍

1 進駐軍関係その他
2 昭和三十二年歳入歳出の件
3 昭和三十二年歳入歳出の件
4 昭和三十二年歳入歳出の件
5 昭和三十二年歳入歳出の件
6 昭和三十二年歳入歳出の件

0030

0047

RA'-0122

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

三月分
満洲部執務報告 第三号

一、政務關係

1. 換構問題

その他も此種問題があると思はれるが、軍政部内の
換構と府廳内の換構が合致しないが、軍政部
側の一事件を連係し、延期を以て依頼し、其理由
の蒙りてゐるので、報告は、以ての場合伸々然と一困
難で、人々の予、當面でも暫く延びせざるを得ず、又回合
の時間的の違ふから、軍政部側より日本側の事情
の遅滞と批判されることが多い。一方最近では軍政部
に依頼した事件が早急に解決されないことになり、
あるの、延期を以て申入ると、軍政部からは一応問題
方面と協賛しなくてはならぬからとの回答を得るのみで

2. 満洲部と中央の換構問題

當面には中央の要人換構が三々も有り、人選は、
五三名の内、満洲部側では、中央より先換構の引揚
運送と起すことか、存に於ても満洲部と一考す
米岡大佐等が入れられ、信長と一軍政部等其地
の要人は所望に考す、ゆゑ、存側より軍部と交渉も
満洲部一考すことか。
然し存側とは、存側人の交渉は不馴れなところあ
り、故に換構の重大問題か、事件は複雑化し、不馴れは
存側と協賛し、又軍部側にも多くの問題がある
に運送のあるか、存及軍部側にも多くの問題がある
は、是れを以て、存側と協賛し、又軍部側にも多くの問題がある
は、是れを以て、存側と協賛し、又軍部側にも多くの問題がある

0031

RA'-0122

0048

3. 軍政部指令

軍政部より各部隊に自軍制の直接交渉すること
適法であるか否か一々軍政部に理由を述べた
命令がある。前記の如く時局を要するに
直接各部隊より日軍制へ場合の如き場合
日軍制も同様部隊へ直接交渉することを得
る。軍政部指令より実際に行はるる場合
あり。

3. あいさ

又軍政部側より日軍制を指令する場合は
理由を述べた。理由としてあるもの
二、三の如きもの直接交渉し及別知事
を呼んで交渉し、その結果として
問題と指令するものあり。事務
政制をこれに對しての
あり。

4. 地方自治法の施行問題

地方自治法の一月施行されて以来、軍政部側では
米國式の自治法と全く命令のものと誤解し、
多く、命令で地方的に如何なる法案も通過
し、その結果として、事後設置に
適法規程に關する法令等と命令と提案する
命令とあるものあり。此の各種を説明し、
納得させるのに困難を感してゐる。

5. 内務省解散問題

内務省解散の施行の目的は、法令の、
如何なる様子が、主として、又知事
の法令施行に代り、ものあり、
別に解散せられた、軍政部より、
の代行し得る根拠を求めらるる、
軍政部より、各法令等、
の代行し得る根拠を求めらるる、
軍政部より、各法令等、

0032

RA'-0122

0049

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

へる事もあり且十二月以後は英文官報もはく継続の
必要もあるが、當局の事務が沖を繁雑してゐる
二の奥中央で週司令部制に對し、週誌的に改訂して
おいて頂きたい。
一例として外人登録令の施行主体の問題がある。

0033

4. 密入國者問題

此の問題に關聯して朝鮮からの密入國者の多
の確切の問題があり、最近當事務局に於て國法
全部を整理整理完了したるが解決するに思ふが
朝鮮より當地への密入國者の多きは其産党指導
者で、C.I.C. 憲兵隊、日本警察官測下は検査すに
努めてゐるが、検査すしても密入國者として入る者

6. 確立系統に關し

第廿五師團法務部及軍政部法務
官測と前記のC.I.C. 及憲兵隊と見解を異にして
いふ故事情処理が法務部にてある。本件はついでに
本格的に廿五師團法務部と折衝を開始する予定であ
現在當地には密入國者として検査すされ、留置場にて
六十日以上拘置されてゐるものか七十名余りもある。

7. バイヤー附添派官の觀光に關する問題

先日當地留貿易係の如く初秋山縣の業者と連絡して
バイヤーに觀光をせよ自分も同行して一泊し、飲食を要す
而も其費用、宿泊料八千五百圓、自動車賃、夕食代
九千五百圓を初秋山縣に支拂はせたり。初秋山縣に
てはバイヤーを觀光に役人の觀光旅行として憤慨して、
本件は前中向の當地の折衝で解決せられた。

RA'-0122

0050

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0034

又ESSのレスク長未取の件

ESSのレスク長は三月九日大坂府へ来訪し、未訪へルが未訪に
先づつて全長の通話より電話連絡にて、織田製菓及び
食糧の調査に關して大坂府の伊藤課長全長と商工局
係官と召集して、おし程西平承のあり、係官全長
と行會議事堂に召集し、待機して、この日
臨席レスク長の質問内容は當地の係官が説明する。係
官も中興下も判り、ESSのやり方、召集全長中興係の
何れもあり、一問甚く失敬の極である。
然し接待や自動車提供費用の問題も、行例で
甲の不急不要の未取は、是れと云ふと、日希望する。

8 研究員未取

本年の研究員未取は、大田孝一、長引幸一、下
廿五日未取、大坂府員湯、飯、田島合、飯長、林森、全長
日向、總務部長と大坂府経済界の動向に關する座談會
を催し、以後、鐘柄、佐藤、三浦、見澤、金子、全長、解散し、
先回の場合と同様のおか、大坂に全長、滞在期間
興へ研究員に各方面の事情を是非研究する、云々か、適
か、あ、い、思、考、の、心、

RA'-0122

0051

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

二 教育問題関係

朝鮮人学校用鉄問題

当地には約七万の在留朝鮮人あり、その子女の爲め各種の朝鮮人
獨立学校が各地に設立され、一月廿四日付の文部省の朝鮮人設立
学校の取扱に對する指示がある。大坂府教育委員は軍政部係
官と協議の結果、軍政部側には在留朝鮮人学校の建築物を列強の
在留朝鮮人学校は即時用鉄を命じ、標準配分を以て、大坂
府に指示した。

從て大坂府としては三月十六日附の大坂府及府下の関係係官に各
公立中小学校の校舎を朝鮮人学校へ貸與する新契約及再契約
又は契約更新の延長は認めない、標準配分を指示を出した。更に二十
日付の大坂府内朝鮮師範学校、大坂府下西區勢及寺町朝鮮小初
等小学校に對し、三月十日限り用鉄を要請した。

然し三月十日現在では学校休校中を要する結果が判明しない
が兵庫縣には此種の指示に對して先行進を行つたことあり、大坂府に

10

於てこの種の及抗議行動は出さず、判りなき。○その他は連絡をとり
完全と期していき。
軍政部側としては純粋的の用鉄であるとの意向がある。

又、新制中の学校設置に関する件。

大坂府は戦後以來に過ぐ校舎に不足している。軍政部教育係官より
大坂府教育委員に對し、新制中學校の校舎が特に不足している。大
阪市内に十三校と地獄の平等会併せると、何れも大坂市内には大坂
未迄に軍政部に報告する標準配分があつた。何れも大坂市内には大坂
府立の学校多く、何れも大坂府立の長、児童は朝鮮人児童を在留朝鮮
人として多く、大坂府側には校舎不足が所柄、新制中學校と新制

0035

RA'-0122

0052

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

11

高等學校に保たれし軍政部の輸入を以て軍政部創設とて
新制中等学校を創設する事あるは地盤の固い関係上
中等学校の創設は容易な事なく、且つ、その設備の
創設に必要なる教育士、期せずして、無事獨立校舎を興へる
事なきを得ん。各例として、不規則國語を以て
支那の各主要學校に新制中等学校を以て、中等学校と名づけて、
一般中等學校の設備力を維持し、現行中等學校の多くは、
多量に、大規模教育施設を以て、校舎等の設備を一新し、新制中等
学校の設備を整へ、軍政部の各機關に、各機關に、
軍政部の施設、教育施設、
課長、課長、課長、
課長、課長、課長、
課長、課長、課長、

0036

RA'-0122

0053

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0037

三 文化啓蒙関係

1. 外交懇話会

京阪神三都市商工会議所にては外務省職員を
招聘して定期的に毎月外交懇話会を開催する
三月現在で既に五回行われ、常務務内はるの初
版種々
最近では五回開催者側でも此種の会合には非常
興味を種々毎回多数の聴衆有及者が出席して
本月は太田参事官が来訪され、廿五日午後一時大
商工会議所にて中国問題の講演があらるが、

2. 各種講演会

1. 常務務内が新旅に非定期的に行われ、従来より

1. 厚、外務省より各課長級の人選を招いて学校

社で講演を行つて、

尚男女高等学校等に対しては、尚向職員の時間を

て講演して、状況も、大隈村等諸課とも連絡して、

の講演会を、また、大隈村等諸課とも連絡して、

現在の如く、外務省の外交機関が地方にあり、

講演会に、一被着、外務省の国際事情

及外務省の任務に、一被着、一層深め、以下

將來に備へ、と、思ふ。

3. 英語研究会

米軍の進駐に、一被着、英語に對する、研究が、

米軍の進駐に對し、昭和二十一年十一月、第一軍團司令部の

認可を得て、常務務内が、大隈村等諸課

奈良縣、和歌山縣の各大学、高等專門学校、

RA'-0122

0054

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

に英語研究会 (E.S.C.) を夫に設置し、進駐軍映画等
上映したり各種の研究會合を厚く催してゐる。
現在では金費四一三七名あり。

0038

4. 通訳養成所

14
通訳の不足を充足し通訳の素質を向上するため、實際
は當局が主催となり、表面上は大阪貿易館に主催させ、
高級英語通訳養成所と昭和三年四月に開校した育
の養成所期間中各種の教育とし、既に第二期生を世に
送り出し、三期には第三期生八十名の講習を終へる予定
で、第一期生も多量に卒業し、卒業生總數約三百名
に達し、第四期生百四十名も今日入所中、二期にはこゝ
ろ。

15

入所試験は大学卒業課程外の学科試験を課し、
年齢、學歴に制限を設けず、一般に募集してゐるが、
卒業生が各方面で優秀成績をあげてゐるため、各方面
に好評を博し、就職率も九割以上で、第四期の募集
の際には三名に一名の競争率であつた。
当所には進駐軍部隊や貿易商社が多く従つて通訳の
要亦は相當多量に、養成所は大坂行の正式認可を
得て恒久的施設とする予定である。
講義は当局関係連絡官、英文毎日編輯長其他
関係の各大学教授により、全部英語で行はれない。

0055

RA'-0122

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

四

梅鉢代白紙石炭ノ採掘許可状書付大改商工局
一、軍政甲種申請

在改進軍甲種申請に付日且池下石炭ヲ供給スル
際昨午陸海軍作務局ノ機軸梅鉢代白人石
炭五十九ノ一ノ採掘許可状書付大改商工局
大改商工局外一假商社手立五回可成リ陳情
出ルルガ都度進駐軍倉庫ニ附近ノ為關係
上許可ハ可成リ

今回更長商工局ノ一件付書付陸海軍作務局提出
陸海軍政甲種申請ノ件ハ又ノ内照等々トシ同答
一、採掘ノ件神戶運河ノ移設ノ件
一件付書付海軍倉庫五ノ一ノ採掘許可状書付大改商工局
出ルルガ都度進駐軍倉庫ニ附近ノ為關係
上許可ハ可成リ

17

大改商工局ノ一件付書付陸海軍作務局提出
陸海軍政甲種申請ノ件ハ又ノ内照等々トシ同答
一、採掘ノ件神戶運河ノ移設ノ件
一件付書付海軍倉庫五ノ一ノ採掘許可状書付大改商工局
出ルルガ都度進駐軍倉庫ニ附近ノ為關係
上許可ハ可成リ

大改商工局ノ一件付書付陸海軍作務局提出
陸海軍政甲種申請ノ件ハ又ノ内照等々トシ同答
一、採掘ノ件神戶運河ノ移設ノ件
一件付書付海軍倉庫五ノ一ノ採掘許可状書付大改商工局
出ルルガ都度進駐軍倉庫ニ附近ノ為關係
上許可ハ可成リ

0039

RA'-0122

0058

0040

衛一在信身特別調達丁と金水は定日不意兵隊司令官にレリトスレシ之に充てりこと一大阪城は警備に使用せり之に津解成三三月丁坂自師団司令官より口頭ではあるが正式に大阪城府に送達方申渡身警備局は主より之を使用し開始した。特別調達丁支局は右元憲兵隊司令官に近き移転の予定あり条件の如きも警備並に特別調達丁支局を非孝に感謝すべし。

五、進駐軍関係人員の賃金等件

進駐軍要員家族住宅要員給料に當り、前記の地帯地の進駐軍要員は約九十名あり、このうち野田隊には大隊村側と隊本部を連絡を執つて努めて、兵隊に除く進駐右村側の給料に所定の差支はなからず大坂地区の進駐軍要員、特に家族住宅要員が他の地方

18

19

持て進駐軍関係人員の賃金等件は、前記の通り進駐軍要員は約九十名あり、このうち野田隊には大隊村側と隊本部を連絡を執つて努めて、兵隊に除く進駐右村側の給料に所定の差支はなからず大坂地区の進駐軍要員、特に家族住宅要員が他の地方
三月十九日大阪府下大坂市野田隊に於て、進駐軍要員家族住宅要員給料に當り、前記の通り進駐軍要員は約九十名あり、このうち野田隊には大隊村側と隊本部を連絡を執つて努めて、兵隊に除く進駐右村側の給料に所定の差支はなからず大坂地区の進駐軍要員、特に家族住宅要員が他の地方
進駐軍要員家族住宅要員給料に當り、前記の通り進駐軍要員は約九十名あり、このうち野田隊には大隊村側と隊本部を連絡を執つて努めて、兵隊に除く進駐右村側の給料に所定の差支はなからず大坂地区の進駐軍要員、特に家族住宅要員が他の地方



規定超過以上のオーバータイムは満蒙産産専攻には
 オーバータイムを認めず、その分の給料の差は甚だしいと
 あり、全体的に給料基準は一定であるが、近畿地区、予備
 近畿地区、予備予備に給料の差が顕著であること
 は不審である。大政府係官は各府県係官より
 資料を蒐集せしめて、中央に陳情する。是下あり。
 参考として近畿産産の給料と北下場あり。

職名	金額	兵庫	大阪	奈良	和歌山	滋賀
主任	2,799			2,188		
係長	1,500			2,248		
係員	1,649			2,318		

20

職名	金額	兵庫	大阪	奈良	和歌山	滋賀
主任	2,117	1,525	1,540	1,524	1,600	
係長	1,760	1,000	1,150	1,445		
係員	1,938	1,282	1,344	1,484		
主任	1,540	1,395	1,010	1,335		
係長	1,122	955	960	1,320		
係員	1,331	1,145	785	1,327		

21

0041

RA'-0122

0058

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

2 海外事務管理の刷新案

三月十六日大政をに於て新に省令の職制を定めて海外事務管理の刷新案に任命されたる。第一回連絡会議を同大政上でも同議員より各部隊の給料の支拂の遅延の事、友部隊の事務士官より必要規程を毎日十日迄準備する様指令がある旨を述べた。本所長より事務的には早急に対応する努力が要するが、陸軍中央より給料の支拂が大政を了りしに遅延する事があるとの説明があった。

0042

3 進駐軍団隊の給料配給関係

進駐軍団隊は従来、警備司令部の所管より大政を海外課の所管にわたるが、現在予備隊の増設に伴って大政を新設の陸軍省にわたる。進駐軍団隊の給料配給は従来、警備司令部の所管にわたるが、現在予備隊の増設に伴って大政を新設の陸軍省にわたる。進駐軍団隊の給料配給は従来、警備司令部の所管にわたるが、現在予備隊の増設に伴って大政を新設の陸軍省にわたる。

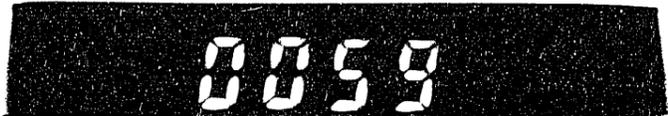
23

行った。

進駐軍団隊の給料配給は従来、警備司令部の所管より大政を海外課と協議して行ってきた。現在、進駐軍団隊の給料配給が中央で協議され、配給の遅延が問題となっている。

一 給料配給の遅延 二 正殿配給の遅延 三 外套の配給 四 交通費の問題

向進駐軍団隊の給料配給の一部は使に同定は当地限りと定めて隊長より文書で許可を仰いでいる。



3. 防疫対策

三月十九日各府県に発生したコレラ患者は、軍政府より注意あり、府及市側の保衛と軍政府の長官の協働による。市及び市周辺にコレラ発生。其の一億円の予算を計上し、大阪府及び市防疫射と一般市民の施行を、予算計上した。

4. 土木工事関係

本邦土木工事の中心は、軍政府の中心、そのほ道路と水利工事(灌漑)大和川(淀川)等には、軍政府の長官の監督による。早急に完成し、農産物の増産に資する。また、(Army)の諸師団より、建設軍団の中心として、土木工事の中心となる。土木工事の計画の推進も、軍政府による。

最近の三月の事例は、予算も、その中心は、道路と水利工事の確保と新設と軍政府の協働による。中央との協働による。近々、保衛と土木工事の推進も、軍政府による。

5. 三月の臨時報告

- 1. 終戦以来、朝鮮人の強制労働による、日本の経済的負担は、近年、増加している。
- 2. 輸入統計
- 3. 大阪府下の経済、産業生産品、生産報告
- 4. 給食改善提案の概略
- 新規定期報告
- 一次出報(運輸関係を除く)と政策法初次月報
- 三公職進放月報
- 地方行政月報

0044

賠償関係事務報告

一賠償物件引取船

大阪地方に於ける最初の賠償物件引取外国船舶として中国船永興号「Yung Yung」号が四月五日夕刻前寄港地名古屋より入港し六月七日及八日の干在中に積荷完了九日午前十時半無事本帆し此の間九日午後九時より近畿海運局局長室に於てGHQ側より担当官及大阪軍政評議員ハーマン少佐立合の下に中国代表陳氏及永興号船長及日本側近畿海運局長及宇藤大阪連絡調整局長代理の向と右對渡に因り署名調印がなされ茲に本船中國國係は無事終了した

本船の積込に相包個数は左記の通りである。
個数 三六八個 (内訳 大阪造兵廠 二八三個 倉庫

製作所 一三個 及白浜工廠 六三個)

總噸数 一、二、三噸 (容積噸)

尚本件に關しては既に公信を以て報告し已通し近畿海運局を初め荷積作業関係者等の指導監督宜しきを得て極めて円滑に短時間以て完了したものとある。

更に今般の引取船として六月二十三日中國第二船「Chang See」号、六月二十七日頃英國船「アスターナー」号が入港する様定である。

二ストライク使節團報告書の影響

本件報告書の關係方面に與へた影響を以てしては口頭中より電報の次第もあり未だ積極的活発な動きは見えないが本報告書発表以來賠償指定物件の除外及今後撤去指令の全面的緩和等を希

0045

RA'-0122

0062

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

望する向のあるは否定出来ない。本も当地造船所関係の様は賠償工場として指定せられざる小造船所が却て今後残置せられ様を傾向にあるのを懸念してある向もある。

三 賠償協議会定例連絡会

近畿地方賠償協議会の連絡幹事会を定期的に毎週月曜日開催してゐる。場所はその時の情勢に依り最も重要な作業に関連ある所を遷定してゐる。本報告期間中に大阪財務局管下の軍工廠の撤去がいつてゐる常々大阪財務局に於て開催した。會合する関係官廳は当事務局、大阪財務局、大阪鉄道局、近畿海運局、大阪商工局及び大阪京都兵庫の三府県で当事務局及び藤田鈴木両連絡官が出席、常に議事の進行に當つてゐる。

三月一日(月) 藤田連絡官本席 一般的打合せを了す。

三月八日(月) 藤田鈴木両連絡官本席 一般的な事務報告の後、和蘭船に關する付、民間委員の件並びに「国外船舶入港の際の受入態勢」に付協議した。

三月十五日(月) 藤田鈴木両連絡官本席 一般打合せを了す。

三月二十一日(月) 鈴木

三月二十九日(月) 全右

四 賠償作業

今般航空機工場及び「南兵器工場」の賠償施設の評價が行はれる事となつたが大阪府下に於ける該工場は二ヶ所ある。

(一) 之に關する主要事項を日順に述べる。左の通りである。

0046

0063

RA'-0122

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0047

二月十四日(天)
二月十五日(水)

二月間以直了東京府下三菱工業多摩川工場に於てGHQ
主催の評價講習会が有る。当局より鈴木連絡官が本
張出席した。

三月四日(木)

商工省中村事務官、東阪近畿地方賠償施設関係者の説
明会を行ふ。

三月八日(月)

第一回近畿地方評價委員会が商工局に於て開催され、当局
より鈴木連絡官が同委員として出席した。

三月九日(火)

GHQより派遣の近畿地方担当官としてTHローラ氏を地方
に駐在することとなり、未だ本館は大阪に置かれることなる。
当事務局係官は大阪軍政部に於て同部係官ハートマン少佐
並にローラ氏と会見し、今後の事務の遂行に關し打合せを行ふ。
右は賠償課の村田囑託と同時席した。

三月十日(水)

大阪金屬堺工場に於てローラ氏本席の上講習会を開催した。

三月十一日(木)

川崎産業高槻工場をローラ氏が視察した。

三月二十六日(金)

ローラ氏並に押田中尉本席の下に大阪府下評價連絡委員
会を開催した。

RA'-0122

0064

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0048

三月二十九日(火)

大阪に於ける評價作業の進捗状況報告並びに今後に於ける
視察打合の爲 鈴木連絡官はローラ氏と會見した。

四月一日(金)

大阪商工局に於て第三回近畿地方評價委員会が開催され
に。一般の問題並びに技術的問題に關して審議を遂げ
最後に当局鈴木連絡官よりローラ氏からの指示事項を
傳達説明した。

(二)現在迄の右評價作業の進捗状況は左の通りである。

(1)イ、調書製作中の工場調書進捗程度は平均六〇パーセントであ
る。ロ、左のイの工場は全体の約半分を占めてある。
ハ、調書中のものは二工場である。

(2)全体的に作業は良くおまてゐるが注意すべき点は左の通りである。

イ、原則として各社の帳簿によるべきであるのに標準價格表を
用いた傾向が多い。但し帳簿に依る場合は評價價格が高低
が多少異なるから此の問題は困難にして重大である。
ロ、使用認可機械には「シ」のマークが「シ」のマーク機械にし
ておらず現実に使用せられてゐないものがある。聯合
軍側より善處方を要望せられた。之は引取國の視察を
想定した際特に注意しなくてはならぬ事である。

RA'-0122

0065

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0049

撤去作業

四月廿七日第一回調査通告を以て、別表の如く、作
業は進捗し、現在では全撤去完了、追加分の一部を除き、
岸壁迄、全部撤去済みである。
即ち第一回撤去令の後の追加調査に基づいて、旧大政陸
軍造兵廠、香里製作所及兵庫縣白浜工廠等の撤去
機械全部の相定を終り、白浜及香里の追加分の鉄骨相
定したものを除き、残余全部の機械台数を以て合計し、七
四四台（四月十日現在）が旧大政造兵廠岸壁積荷所へ搬去せ
られ、積荷を行ってゐる状況である。

六、希望事項

（一）賠償関係

撤去令其他に基く賠償関係の計算に關しては、度々申
夫にお願ひを致し、通商手続の送金に遅延してゐる爲、自
動車其他各種設備の支払に支障を来し、是に基き、自
遂行を甚だしく遅延してゐる状況である。賠償金の設
置に伴ひ、委託支出金の引継ぎ、改定、並びに中央に於
てし種々申苦心を致し、是は詳解し、遅くなく行なひ、
今後、賠償引取船が續々と大政港に入港の予定であ
るから、当方の事情中諒察の上、四月新会計年度より
は、一時的に速に申出を限り、前年度の方法にて送金方
向取計録度。
（二）報告関係
十天より要請せらるる報告書、其の取寄局関係のもの

RA'-0122

0066

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

で、そのほか、其他へ提出する期限任のものについては、急を要する場合は、財政當局より「クリエ」其他の幸便にて、大藏省へ提出する機会が多い。斯る場合、中央に於て大藏省より賠償一人へ整定なる連絡を、或は、早く其事情を早急に明瞭にする訣があるが、従来例によるべし、其向の連絡が漏漏に行はれておる。爲、賠償一人より同存を事が要せられて来る場合が多い。
尤も、地方としては、財政當局に對し、此種関係書類は大藏本省に提出の際、必ず當局へも一寫をを交す。格、通共へてあり、今後、嚴重にこの方法を勵行される事となる。此のから、地方より、右一寫を賠償一人に提出する訣であるが、前記の通り、中央に於ける緊急なる連絡により速に事

0050

務を遂行し得る場合もあり、殊に通信交通の困難を欠く現状に鑑み、貴方より、此の呉、大藏省へ適宜に連絡申入方を願ひする。
尙、財政當局より大藏省に提出する賠償関係報告書(殊に幸便にて上京提出する場合等)は、前記の格、必ず大藏省連調へ一寫を提出する格、同省より、地方、財政當局に對し、指示方、貴方より、同省に對し、申入れおかぬ度、お教へする。引、取、船、迎、會。
前述、永興号は、終戦後、大阪港に入港せる、最初の、外、船、である。関係上、その、歡迎、會、を、関係、官、民、で、催、す、事、となり、四月七日、二、午、大阪府、立、貿易、館、に、於、て、連、調、海、運、局、も、初、め、関係、官、民、合同、主催、の下、に、永興号、船、長、高、級、船、員、

RA'-0122

0067

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan
国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

中込代表(在阪中込代表も出席)及ラレーン榎堂官及
大政軍政部代表を招いたが極めて有意義であった。
今後の引取船入港に對する歓迎は規模と方法と於いて
必しも同様にすることは限らないが何れにしても此種催
討に連調としては特別は予算を有しておかない状況で
あるから此の莫大に於て是非考慮を致さねば。

0051



父連第八一號

昭和二十三年五月廿七日

大政連絡調整事務局
局長 山重信

連絡調整中央事務局
長官 曾禰益殿

執務報告提出に關する件
當事務局執務報告(月報)第三号(四月号)を
別添の通り提出する

本信寫送付先

各地方事務局長
賠償庁長官

0052

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0122

0068

昭和二十三年四月

執務月報 第三號

大阪連絡調整事務局

0053

RA'-0122

0069

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

目次

一 總務部関係

二 渉外部関係

一 政務関係
イ 不法入国朝鮮人入国問題

ロ 地方自治問題講習會

ハ 朝鮮人デモ問題

ニ 衛生厚生関係
ノ 花柳病患者強制措置問題

ヘ 浮浪兒対策問題

三 陳情関係

ノ 元山本島一所有に係る家屋の拵下陳情の件

エ 進駐軍學校見学の幹旋依頼の件

四 文化啓蒙関係

ノ 進駐軍関係青年講習會

ハ 通訳学校卒業式及入所式

ヘ ブランパンク (Edmond C. Blumstein)

五 定期報告関係

六 軍政部関係往復文書

七 會議及集會関係

ノ 近畿連調局連絡會議

ハ 市警察局長入式

0054

3 貿易振興博覧會
4 諸号手続試験委員会
八 労働関係
三 賠償部関係
一 評價作業
二 SP 機械破壊状況
三 賠償引取船

三四頁
三五頁
三六頁
三七頁
三八頁
三九頁
四〇頁

0055

RA'-0122

0071

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0056

総務部

島岡長着任

四月十九日附総務廳事務官島岡信次及運輸
調整事務官長に任命せられたる島岡信次は、
島岡長は、進駐軍日本側官廳其他関係各方面
を應対新任挨拶を以て、三月十日運輸局長會議
出席の爲とある。

海軍部

政務關係

不法入國朝鮮人送還問題

(五月十日附海軍部事務官長、中央運輸、横濱運輸、小樽省
(府理島根政運)が四月十日不法入國朝鮮人送還問題に照

(2) (1)

本件に關しては、三月令事務報告並に中央運輸局長官
長に於て事務官長一地位を以て、密入の取締送還
に關する件に於て、當時の運輸局長官の述べた如き、
後者事務官長及事務官長官の按察し之確の兵軍政部
隊官及び五中法律顧問の見解を要旨とす。又長。
以前掲の運輸局長官長は、一九四二年十月二十一日附
八軍報告書に述べられて、如き、送還判決とす。長朝鮮人
の送還は、送還者送還は、和入國の、軍事裁判に
依り、送還判決とす。朝鮮人の送還の場合、(通
用される)として、軍事裁判により、送還判決とす。朝鮮
人の送還手續は、その送還判決が不法入國の爲であ
ると、その他一般犯罪の如きと異なり、一律に右報告
書の規定通り行はるべきである。(注)不法入國者に対する

RA'-0122

0072

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0057

(2) (3)

軍事裁判は情状酌量により無罪とする場合の外は全
 逸放の判決を下さず。
 不法入国者の強制送還を全く軍事裁判の判決によ
 り決定する。
 日本側警察が不法入国者認定の権限を。従って軍
 事裁判により逸放判決をうける不法入国朝鮮人の送
 還に當つては前述才八軍管区書がある国りの手続が
 必要となり、かくては判決後送還送還に相當の長日時
 を要し、その有保釋手続の受刑者逃亡の懼もあり、
 在手段は在件の迅速有効な処理方法とはい言難く、殊に
 大股神隊の如き朝鮮人の宏集地域がある場合は尚更
 の可能性がある。
 之に及ぶ二十師團憲兵隊及CIC側は不法入国朝鮮
 人の取扱は全面的に日本側から処理せしむるも其の取扱は多
 分政治的意味を有するものと見解を有するもの。

(2) (3)

その後三月十九日附總司令即發才八軍司令官宛書翰A
 号〇一四九一曰才八の不法入国者 正に才八軍當局
 當地軍政部に在りて照会あり、當地軍政部係は始めて
 不法入国者のステータスを行政上の認定する。権限は日本側
 與へられてゐるに即ちSCAPIN一三九一は依然有
 効であり一九四七年十月十一日附總司令即發各關係未
 令官宛書翰B号(前掲中央連湖發一也合才八一号別添参照)
 前記SCAPIN一三九一と矛盾するものと知られて茲に
 不法入国者のステータス認定の内題が理論的に解決し
 であつた。(才八軍本)

RA'-0122

0073

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

(91-3) 補

1387 1377(4)-2

然るに軍政卸体官は、不法入国者ノステータス確定及之ノ送還ノ
 旨有リ日中側手洗之ものカ、本口想違フて確定しておらず内現約
 漢然ノ事カ、ものであつて、之は當然法現化セムべきものであり主張
 結局不法入国者ノ取扱ハ困難となつて未だ、四月十九日當リ
 務司主催で市警察隊長等ノ大野國軍軍裁判所法務官、在
 阪朝鮮米軍代表將校及憲兵代表と協議した如き不法入
 者取扱ハ尚有リ

0058

RA'-0122

0074

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0059

臨時手続を定め、後ハ軍政印の捺印ヲ取付ケル
協定事項

(一) 外人登録法の違反と考へられる事件は全邦日本側で処分
すること。違反者は日本警察署で即刻送還する。(不法
入国者の大印分は外人登録法に違反する者でなく、不正な者で
あるハク見守り者についてハ外人登録法違反として日本
側で処分するわけである。尚外人登録法施行に當り、
責任置アルハキ軍政印を向合せに付シテ當ア
務局保留し、法務省に送還法及外人登録法の英文と
提不(詳細説明)アリ。

(5) (6)

未だと考へられる者は軍法裁判で処分する。この際個々の事件
の各に依りは總司令官にリポートする。
朝鮮人の身分の明かでないものは、在留公館
の中華人と同様全員登録し、手帳を配すること
(在留公館顧問より日本側の意見に様善処するとの
言明が要(うけ)。)
四 日本人の養子と考へる者は日本人と考へ、朝鮮人と考へるか
らフシは一事を藉と考へることを防止する為適當の方柄を
考慮し、在留公館側に申入れた処、事件は自ら
審判中にて近々何方の連結と考へるべきことであらう。
五 日本に合法的に滞在し、朝鮮人の外人登録を怠つた

RA'-0122

0075

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan
国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

0060

者は虚々者として日本警察に送致すること。(在政公館
では従来朝鮮人に付、凡ゆる械闘を通じて登録法違反
字方を盛めて来たが、これ以上は各人の責任に於て法の外を
モウけるべきであるとの意見であった)

(六)各種事件で疑義のある場合は軍事裁判所と協定の
上処分を決定すること。

昨年十月二十五日以降、本年四月二十九日迄の關係法入回朝鮮人
の送還は全送なく、殊に逮捕された数は先以前より引続
き拘置して居る者合計四十三名に達し、且、右協定成
立の結果市警署等に於ては四月三十日二十四名を送還
した。(三月より移報告は七名とあるは誤り)殘念は

(7) (8)

十九名中六名は保釋中逃亡、一名は病氣、及び自覚療養中
一名は他の犯罪で服役中、一名は他の犯罪で留置中、其他の
七名は前記協定より取り去るべき軍事裁判に付り、及び、右
(四)三名又留置中)とあり。

然、右前記協定事項第二項は不恰入る朝鮮人のステイタス
確定権の日下側にあることを明示し、以前協定司令官部發
第八軍免者勅令(49014)三九の趣旨に照し、登録の有無
によつて區別すべきであると考えられるが、而も神谷川軍
政部長は、凡ゆる朝鮮人の外人登録証は朝鮮に於て之を
日下側(49014)で登録を要する(由)との異議を軍事
裁判所、五軍改切側と接衝中である。

RA'-0122

0076

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

地方自治問題講習會

總司令仰より地方政務課府果班長ボークー氏、地方政務課長代理
ハリス少佐、年八軍協務行政官マツレアン氏、東陵より四月三日
日及八日の両日中野島公館並に於て大改府各節中、裁判所、被
擧げ、警察及教育、肉體者、婦人団体等一八三四名に即ち
地方自治協会の開す。満漢(公)第一(日)が因循されお終りてオ
ニ日ハ石会合者との部科に合けて懇談会が行われ、
當初は中野島協会は在問題に地方的な問題にあり、連調代表の後
助は不中要と述べるに、府側は各級の仕事連絡其他に
不馳小を、信局軍政印より、依頼下、苗前が各級に互り

(9)

(10)

韓統一の尚第一日の如きは亦時宜く且つて通訳が長文の翻訳
之を翻譯するに、取調の飽きたり、了つた様で、その効果も
期待の外外に、おはるかと因はれる

子、朝鮮人デモ(本件詳細中央宛通信五月一日附改送第六〇号参照)

当地には約七万の朝鮮人が居住し、府は朝鮮人学校肉體問題は大
きな問題を生じ、遂に四月二十三日約七千名が大改府内三ヶ所下
肉體反対大会を催し、大会後デモ行進を行ふ騒ぎに、
右朝鮮人は在府内、不法に、騷擾し、騷擾事件を
惹起す。

朝鮮人側は五月二十六日全府下朝鮮人運動進行結果

0061

0062

て大政府が約一万人が来るとい
の懸念をぬく大会を行ひ、前側を交渉次第に後居振り戦術
に出る

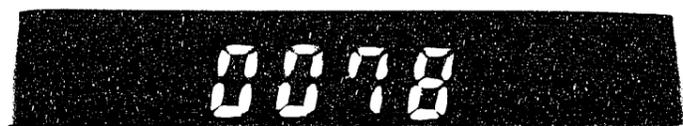
この軍政部長手府が来て、この会即長の指示により、當局
係官より、鮮人代表に、神戶に滞在中のアイケル、官中、中將
に依つてなされる、所厚果等の協定は無効、この内閣議長、鮮人
の軍事裁判に付する、その声明發表の新聞以外も手交し、
と核子核子より放送して大会を解散させる、疎傳達し、長も即
てその直後は日軍人全逃、代表が次々、と登壇し、煽動演説を行
つた。

(12) (11)

午後四時、到り、軍政部長は第一軍団長スウシク少將の指令に
依り、大会の解散を命じ、長が解散の際、一印に警備官との衝突
あり、双方犠牲者を出した。

四月二日午後アイケル、バカー中將及北之師団司令官は大政府
廳に知らせに来訪し、甘五師団長は官舎附近でのデモは禁止す。
デモ行進は集合以前は出来ず、集合後は許可せぬ。又デモは警
備の許可を必要とする。この違反は、既協定は初令三三三、
依り、この非を、と稱指令する、外ありた。

當局係官は右ア中將及師団司令官と知事との意見、この見、
以地方事情は、この通り、
(4) 地方軍政部長、連絡調整事務局、要員の派遣、
連綿の連絡、
軍政部長は、地方軍政部長、
連綿の連絡、



(14)

(13)

四月二十一日夕、小久保軍政部長は各地軍政師とあり、
 小府市、連朝多、連絡は現在極力、増強し、
 より特、人員と軍政師、予備隊、に派遣される必要は
 大いと思ふと述べる。

0063

RA'-0122

0079

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

二、衛生厚生関係

1. 花柳病患者強制措置問題

大政府下に於ては、占領軍將兵に接解し花柳病
を傳染させた婦女子の処置に關しては、被害者
より該女子を軍政部に通知し、軍政部より府
豫防課に連絡あり、豫防課では、接病調査員を
して該當女子を調査の上、該女子が淋濁患者
である場合は花柳病予防法特例に依り日本側
の措置に依り強制入院させ得るが、該女子が賣淫業
者である場合は日本側のみ措置に依り強制入院せし
法的根拠がないから従来は勅令第三二二号に依り占領

目的違反行為として軍事裁判所係官の拘引狀に依り
之を強制入院せしめた。

然るに今勅令第三二二号の規定に違反した日本人は軍
事裁判所にかかず日本側裁判にかゝること、なつたが右賣
淫業者の存在者強制入院の問題となつたが、之に關しては
依然軍事裁判所係官の拘引狀を根拠とするところ、中
央に於て証合かついたことであつた。然し、當地軍事裁判
所係官は本件問題は成るべく干渉し度くない態
度を示した。

(16)

(15)

0064



0065

之に關し、當地軍政部法務係官より、當局係官に
し業態上花柳病傳染の虞ある患者を以て、その他
の一般日本人患者に對し、強制入院其他の強制措置を
講じ得る法的根拠の有無を問ふたところ、當局係官より
花柳病予防法關係法令として、凡に花柳病予防法が施
行されて以來、一九四五年九月二十二日附日本政府宛連合
國最高司令官覚書(件名 Public Health Measures)が送ら
れたので、之に基き、昭和二十一年勅令第五四号、本ゾグム
宣言受諾に伴ひ発する命令に關する件に基き、花柳
病豫防法特例(昭和二十一年十一月二十二日厚生省令第
四五号)が施行された。右花柳病予防法特例

(17)

に依れば、業態上花柳病傳染の虞ある患者に對しては
入院を命ずると云ふ強制措置を執ることが出来るが、是れ
以外に一般患者に對しては、時により地方長官が醫師を
指定して治療を命ずることから来るものと趣旨が説
明された。

(18)

右に對し、同軍政部係官は前掲一九四五年九月二十日
附覚書に花柳病に對し、日本政府に、特に花柳病に重點を置
いて諸種の傳染病患者の拘置、入院等の措置を講ず
る様命令され居り、而も、右覚書は明治三十一年
四月一日法律第三六号傳染病予防法をシテ、パーレルト
するから、花柳病も當然傳染病である故(法律第三六
号第八條傳染病は花柳病を含む)一般花柳病患者

0081

RA'-0122

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0066

も強制入院、隔離等、強制措置と講じ得ないかとの質問があつた。

依つて、當事務務局長より、右覚書は傳染病予防法及花柳病予防法特別法にレニトパーシドするものにあつても、中央政府の法的措置を俟たずして大改存並高限り、右予防法特別法或は傳染病予防法に規定なき措置を講ずることは困難であるが、予防法特別法は右覚書の要求している強制措置を充分規定してゐるから、之に就ては、近く花柳病予防法改正法案が議會に上程されることになり、本件當方が、中央政府の意向を照會する旨回答し置いた。

(20) 1191

當局より中央政府の意向を照會したところ、近々議會に上程予定の性病予防法案は、一般患者に對しては必要の場合に強制入院、其他の措置を講じ得る規定がある旨の回答に接したため、この日、軍政部に報告すると共に、右性病予防法案成立並の過渡的措置に就き、軍政部係官を念め、關係係官の間で協議した結果、次の措置を執ることに決定した。

即ち、連合軍將兵に接触し、花柳病を傳染させた婦女子に對しては、被害者の申告後、該女子に對し、軍事裁判係官の拘禁状が發せられることは、従来通り行はしめるとする。但し、右拘禁状は該女子の姓名、住所等が判明しない限り、且つ、本人に絶対間違ひない場合に限り、

RA'-0122

0082

ること、すなわち、この突拘禁施設の発出が従来より嚴重化
さかること、なつた款である。

浮浪児対策問題

大政有下に於ては、軍政部司令官の命に依り、毎週
一回浮浪児正合を浮浪者の一斉檢束を行はれ、檢束
される浮浪児は、母週約三〇名と達するが、充分な收
容施設がないが、臨時的に堺市、四ヶ所の精神病院
に逐次收容しようとする。

(21)

是等浮浪児の中には充分な生活能力のある者も多し、之を生
活能力あり、者を生産係を設法に依り救済する施設は、社
會事業施設の中に收容するに、法想上不可である。

(22)

が、通常の施設が他にないが、従来、此れを、右社會
事業施設にも收容し、更に右施設を以て、充分
分では、最近陽中、四ヶ所の精神病院に收容する
こと、なつた款がある。

然るに、最近其の一つたる、淡香山精神病院に、六名のチ
ブス患者が発生し、之が軍政部係官の関心を喚起し
こゝに、浮浪児收容問題の全面的解決の必要と直され
たが、四月十七日軍政部に於て、軍政部係官、府市当局
係官及當事務局係官の間で協議するに、この件は、
先づ府民生部長より、浮浪児收容施設の増設が唯一の解決
方法であり、大政有に於ては、三々年度追加予算八八〇
萬円を以て、目下五ヶ所の收容施設を建設中、六月

0067

0068

未受見の所を予定があるが、それ迄の臨時的措置
として、目下四ヶ所の精神病院に收容中の浮浪児を
引續き、そのまゝ、收容する事を認め、更に長く右四
病院は收容の精神病患者数も多く、收容餘力も
未だ充分であり、又右四病院には、四組の調査団体を派
遣し、職業輔導に關する調査を行なう予定があること
述べた。

存衛生部予防課長は、右四病院に收容中の浮浪児
を引續き收容する事は、前述の事情に鑑み、一應承認
するが、新に検束する浮浪児も、更に收容することは浮
浪児及び着衣のD.D.T.蒸氣等に依る消毒の爲めには、限

(231) (231)

り、防疫上の見地より、反対があり、而して斯く消毒を施
行することは現在の施設の関係で不可能であるから
毎週の検束回数と一回とせず増加すれば、毎日検束さ
れる浮浪児の数が減少し、消毒も出来るものならば、か
へた。之に對して市警署、警察側より、毎週一回検束するこ
とは、約一年前の軍政部長の命令に依るものあり、日本
側限り一回数を變更することは出来ないと説明がある。
茲に於て、軍政部係官、存市當局係官、及當事務
局係官は大改駁附進に在る。約一五。右の收容能力が
浮浪児一時收容所、梅田厚生會館、富貴地視察すること
により、右視察の結果、軍政部係官より、口頭を以て同會館
に對し、請願を改修工事と四月末迄に完成する旨を命令

RA'-0122

0084

(26)

(25)

があつた。右諸工事に依り、消毒施設も備付けらる
 ことなるが、検査された浮浪児を其処で消毒した上
 逐次前記四精神病院に移送する概、軍政部側より示唆され
 た。其の際、軍政部係官より、右會館は、冬季使用に不適
 當であるから、之に代るべき適當な病院其他の施設を存市
 側で物色の上之を買上げ、浮浪児收容所に充てるべき旨及本
 問題に就ての最終的解決を計るため、今後存予防課
 保護課及市中盤言察當面は、軍政部係官と交互に相互に協議
 すべき旨を指示あつた。

0069

RA'-0122

0085

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0070

三 陸情調査

均元山本私一氏所有に係る家屋の押下り陳情の件
 右家屋は元海軍に係り大政警備府長官會^官として
 置收せられたる現在米軍對峙、特設解除されて以來大
 政財務局不有駐在部一の保管下に於て居るが、田
 所有者山本氏より在宅に因窮して居るのを適當に
 価格で右家屋を押下せらるる後、新築ありなきに
 の陳情が當局各由軍政部より打して答へられた
 財務局長官陳官の答へ依れば、合家は近く大政税務局長
 の官舎として又諸外不から東邦するに、及外交使節
 の接待所として使用する事にあつていふことあることである。

(27)

(28)

以て軍政部陳官も概論が、業者と對するのほ、当
 を得て居ない、所が、日本軍制調査者八面
 で処理せられたる、怪情の事であるが、結果付べくんば、
 終司令部の方針もあり、元分所有者も返還してや
 り、若者と買ひ取る、意見であるが、近々右陳情に
 打して軍政部陳官から、公成の回答がある筈である。

(2)

進駐軍学校見学の軒旋依頼の件
 当中墨の江新制高等学校の主任が、来訪、新教
 育制度の充足に當つて生徒の参考に望む、ため、進駐軍
 側学校制を並に實際の就学状況を見学したいとの意圖
 で進駐軍学校の見学軒旋を依頼して来た。



0071

依つて右陳情を軍政部へ申入れ以て、当大政の建駐
軍制旋役の学校は又一校トハスル、今後期より大申入れ
を以て、作らざる事、以て、此の勤学を奨励を未了處
れが多分ある、此の等通達不才所へは決する迄、
今の内、差し控へて置か、この回答が、

四、文化塔塔塔塔

一、の建駐軍制看守講習会

才四回新規に募集して看守約百二十名の訓練講習
会を十一月より一週内開講した、十三日、時内、

(129) (130)

て、各局保官が看守心得について講義した

二、通訳学校卒業式及入行式

四月十五日、通訳学校才三期主として、卒業式及才
四期主として、入行式、今日、軍政部の教育保
官及神戶女学院が、才七才の挨拶があり、各令裡、

一、

右卒業生中、就職希望者の就職は、六割であった、当所
卒業生は、各方面で好件を博し、採用中には、就職希望
者数以上であった、今日、は、修業期向、六月、で、実力が、
つて、推薦出来、た、もの、多、数、あ、つ、た、



③ プランデン (Edmund C. Blunden) 講演

従来より大政府社会教育課はその活動が比較的消極的
で退職の学務課長罷免の際にも軍政部側では社会教
育課長の能力も疑ふ様、不協の爲る辞官の打て出た事
早速善処亦注意し、以て経緯があるが、四月二十六日及
二十七日の兩日、並びに社会教育課主催で大政市内
大青年会館に於てエドモンド・プランデン教授、青藤
東大名誉教授、及政邦知事らを招聘して公用講演会
を南端終了後、出席者一同懇談会を催し、当局係官
も出席して種々會談し、以て其際プランデンは將來
日本の大学等より友人教師派遣の人選を考慮して

(31) (32)

いふと述べておらん

廿六日は府庁多量に鮮人が入民大公を拜する際、あ
るが、約三十分、入場前があり、極めて盛況会であり

0072

RA'-0122

0088

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0073

五、定期報告関係

従来、定期報告の外に四月分の左記報告が送附された。

- 1. 火災月報
- 2. 政治教育月報
- 3. 公職選挙月報
- 3. 地方行政機関の活動状況月報
- 4. 政党及政党组织活動状況月報

六、軍政部関係復文書

四月中に於ける件数は次の通りである

當部宛来信十一通、軍政部宛発信 四十五通、内レポード関係十五通

七、會議及集合同係

(1) 近畿連調局連絡會議

客年未似来中断していた京都、兵庫、大阪の連調局の連絡會議を四月二日午後四時より京都連調局の幹事で同局長官邸下りの連絡委員會議設置問題其他を協議した。

(34)

(31)

(2) 市警察当局方式

當局の幹事で米軍側より接收解除された大阪城内の元日本師団司令部連合市警察当局として利用されることになったので四月十七日午後二時より南庁式が行はれたが廿五師団長ムリンズ少将が臨席して祝辞を述べ、関係各方面代表者出席し當局よりカ係官が出席した。

(3) 貿易振興博覽會開會式

大阪貿易館、大阪府、大阪市、大阪商工會議所、大阪經濟研究會の主催による貿易振興博覽會が四月十日より南館を以て四月二十日會場に當られて、天王寺美術館の演藝場を以て四月廿一日は商工省代表知事、市長、業者代表の祝辞があり當局より次長及係官が出席した。五月五日には同博覽會に進駐軍関係者多數を招待する予定である。總目録令部代表 F. E. ... 祝辞代讀

語學年當試験委員會

連合軍関係使用人に対し適當審査の上語學加給が行はれること
に於て四月三十日大政府外務省に諮問し打合せ會を行ひ
英文毎日編輯長等會合し審査実施に關して打合せ會を行ひ
を遂行す。英會話、英語和譯、中國語、スラング、タイア
を以て試験を五月十六日(日)午前十時より行ふことに
なつた。
委員は次の通り決定(臨時委員は括弧)
委員は次の通り決定(臨時委員は括弧)

関西學院教授

英文毎日編輯長

大政府外務省工部大學生

連務調査局

神戸女子學校

他約二十名

ハ 勞務關係

昭和二十三年四月中大政府外務省より近駐軍事務者對して
左の通り特配した。

品名	数量	割当先	備考
作業服上下	一五一〇枚	各海外管理事務所	土曜關係労務者用
石炭	五〇〇〇噸		
酒	清酒八五六升		
	啤酒九二〇本		
			昭和二十三年 四月四日定期分

五月十日現に於ける手帳事務者概數は種別科八〇〇名會話科
二〇〇名速記科三〇〇名タイア科二〇〇名計千三百三十名
尚此種の試験を課するに當り神戸大政府は試験委員に優遇を
若くは多いの試験的格差を課せしむるべき通説自身から和歌山
奈良の如きは試験を課せしむるべき通説自身から和歌山
二に於けるの不足を和歌山に補填するに當り軍政側が優待した
阪神に比し不足となり阪神地区の雇傭人に不利となり
といはれるが確保のため支障を来す虞もあるが今後少く
とも近畿地方では試験を統一する為第一委員で語學試験は
実施する様に致したい。

五月三十日(金) 委員の単三概評價(ノ)後乃に因し原則的評解を遂げ下

五月五日(木) 府下工場を視察の後大阪本ビルド工場工場開設せられた。各工場が各表の概評價を以てあしその價格を比較するしその方法を推定せられた。

五月六日(木) 商工局に開設せられた生コンクリート工場に隣りて以上の視察を以て念茲に前記のH.H.のトヨコウ氏の押田中蔵を依り監督者には指導せられたる旨有様官が席次之に随行した。

(乙) S.P.機械破壊状況
 昨午十月二日附スチヤレン八の口より、特殊用途機械の破壊は、偵測に追拂し、当初予定せられた期日迄に全部完了した。

即ちも局管下のS.P.機械は全部で二一〇台あり、此の中、既務局関係の五三三台(非外に大阪府下以外に所在のもの三三八台あり)の府関係

その内訳を表すに左の如しである。

所轄別	機械	再製	再製	再製	再製
大阪財務局	五三三	八八八	三三三	〇	三三三
大阪府	三三三	三三三	三三三	〇	三三三
近畿海運局	五五	三三三	三三三	〇	三三三
計	九三三	三三三	三三三	〇	三三三

(3) 賠償引取船
 大阪への最初の賠償物件引取中船「永興号」に於ては、五月三十日迄は中國船昌梨号(S.S. Chang Lee)が入港、更に二十七日比島船「S.T.」八七五号、翌二十日同「S.T.」八八八号、二十七日比島船「S.T.」順調に運び就中「S.T.」八七五号迄は、各々無事入港した。

尚当初大阪入港予定して居た「S.T.」八八八号は、大阪港近郊の橋本不況のため予見を変更して、五月二十日神戸へ入港した。

2243 9541

上述各船舶の去港並に引取物資の内訳は左の如くである。

記

船名	積載台数	梱包個数	積積比	去港月
冒梨号	120	739	39.8%	12月27日
LS1875	126	132	49.3%	1月1日
LS1873	129	72	36.9%	1月3日
Windham	128	197	36.0%	1月3日

該比島より丁型船舶入港の際、事前に於て何等の連絡もなかつたので

海軍局等、作業度於者からの種々照会に対し、應答も出来ず、

困惑した。作業開始に先立ち、種々準備の必要あり、圓滿作業

を完了するには、積載の入荷は重大な影響をきたさうから、今後、

情報は大確度であり、一應を通報する様切望す。

尚現在大阪港頭に運搬済引取船の到着を以て、賠償物件の量計

本局に於て行われ、

中国側は、別々の船舶を以て、復分は、僅く、下並船舶から

三隻分、UN以内は、上り下向押入、英商船に大部分を積込、行

和蘭側は、5月上旬、押入、又港へ一隻に全部積込、了す。

0077

RA'-0122

0093

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan